

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本J-1
[江東区様式 00]		江東図書館			
施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 教育委員会事務局 江東図書館長	氏名 原 俊二	連絡先(内線等) 03-3640-3151	
	エネルギー管理担当者	所属・役職 教育委員会事務局 江東図書館	氏名 石川 正史	連絡先(内線等) 03-3640-3151	
基本情報	所在地	南砂 6-7-52			
	建物用途	図書館			
	利用者数(貸出者数)	平日 509 人	休日 657 人		
	開設年度	S. 51 年度			
	建築(改築)年度	S. 61 (移管) 年度			
	建物規模	地上 4 階			
	建物構造	R C			
	敷地面積	2500.1	m ²		
	延床面積	4934.6	m ²		
	施設内容	図書館			
	併設施設				
	備考				
契約電力	111 kW				
設備概要	空調設備	別紙1参照			
	照明設備	別紙1参照			
	その他主要設備				
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		南 聖二	原 俊二
			制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日	
			実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備] 管理標準		整理番号 空調J-1		
[江東区様式01]		江東図書館				
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東図書館に設置された空調設備に適用する。</p>						
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル		
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO₂濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1(1)①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO₂濃度 ・CO₂濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑤運転時間 ・運転開始：8時 ・運転停止：20時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画		
	計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録 ② 空調時間</p>	1(1)②7	・室温及び湿度 1回/2時間	記録簿	
	保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒量の点検 ② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>	1(1)③7	・4回/年	記録簿	
	新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 ② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>	1(1)④4		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認	
	平成24年3月1日	制定		南 聖二	原 俊二	
		制定年月日	平成24年3月1日			
		実施年月日	平成24年4月1日			

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		〔照明設備〕管理標準		整理番号	
〔江東区様式 02 〕		江東図書館		照明 J-1	
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東図書館に設置された照明設備に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運 転 管 理	<p>1. JIS 規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす <事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋></p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する ・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う ・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う ・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する ・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する 	1(3)①ア	JIS 規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所	
			1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計 測 記 録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ（JIS C7612 に準ずる高さ） 室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②	・ 1回/年	記録簿	
保 守 点 検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にランプ、照明器具の清掃を行う 	1(3)③ア	・ 1回/2年	記録簿	
新 設 措 置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED 照明や Hf 型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える 	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画	
改 訂 履 歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		南 聖二	原 俊二
		制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日		
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準		整理番号 事務J-1	
[江東区様式 03]		江東図書館			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東図書館に設置された事務用機器に適用する。</p>					
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする ・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める ・ 稼働機器は、節電モードを機能させる ・ パソコンのディスプレイの輝度調整を 100%から 40%へ設定変更する ・ コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める ・ 20 枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行 		1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録					
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて定期的に保守及び点検を行う 		1(6)②		
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネバリエーション制度等の環境バリエーション製品）の導入を図る ② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る 		1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		南 聖二	原 俊二
			制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日	
			実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

別紙 1 (江東図書館)

空調設備

空調設備名称	出力	台数
吸収冷温水機	冷)633kW 暖)618kW	1
ファンコイルユニット	60vA	2
ファンコイルユニット	65vA	6
ファンコイルユニット	80vA	1
ファンコイルユニット	90vA	21
ファンコイルユニット	130vA	27
ファンコイルユニット	180vA	12
ファンコイルユニット	冷)1,800Kcal 暖)2,500Kcal	4
セパレートエアコン	冷)2.8kW 暖)4.0kW	1
セパレートエアコン	冷)3.2kW 暖)4.5kW	2
セパレートエアコン	冷)7.1kW 暖)8.0kW	2
セパレートエアコン	冷)12.5kW 暖)14.0kW	3

照明設備

照明設備名称	出力 (W)	台数
蛍光灯 (1灯)	20	56
蛍光灯 (1灯)	30	24
蛍光灯 (1灯)	32	184
蛍光灯 (1灯)	40	4
蛍光灯 (1灯)	110	13
蛍光灯 (2灯)	56	44
蛍光灯 (2灯)	64	606
蛍光灯 (2灯)	72	1
蛍光灯 (3灯)	108	41
蛍光灯 (4灯)	120	4
蛍光灯 (4灯)	144	6
蛍光灯 (5灯)	100	1
スポットライト	100	17
ダウンライト	18	8
電球型	14	2
ハロゲンライト	65	16
外灯	100	2

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本J-2		
[江東区様式00]		深川図書館					
施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 教育委員会事務局 深川図書館長		氏名 伊藤 安	連絡先(内線等) 03-3641-0062		
	エネルギー管理担当者	所属・役職 教育委員会事務局 深川図書館		氏名 大塚 三亀夫	連絡先(内線等) 03-3641-0062		
基本情報	所在地	清澄 3-3-39					
	建物用途	図書館					
	利用者数(貸出者数)	平日 405 人		休日 578 人			
	開設年度	M. 42		年度			
	建築(改築)年度	H. 5 (改築)		年度			
	建物規模	地上 3 階					
	建物構造	R C					
	敷地面積	1,251.4		m ²			
	延床面積	2,196.6		m ²			
	施設内容	図書館					
	併設施設						
	備考						
契約電力	86		kW				
設備概要	空調設備	ルームエアコン 1F 冷房 3.2 kW		全熱交換 3F 90 kW		2 台	
		暖房 4.8 kW		1 台	冷温水ポンプ 5.5 kW		1 台
		全熱交換 3F 650 kW		3 台	冷却水ポンプ 2.2 kW		1 台
	照明設備	別紙 2 参照					
その他主要設備							
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容			作成	承認	
	平成 24 年 3 月 1 日	制定			大塚 三亀夫	伊藤 安	
				制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日		
				実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[空調設備] 管理標準	整理番号 空調J-2
--------------------------	-------------	---------------

[江東区様式01]	深川図書館
-----------	-------

1. 目的
このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲
深川図書館に設置された空調設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO₂濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1(1)①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO₂濃度 ・CO₂濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑤運転時間 ・運転開始：8時 ・運転停止：20時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録 ② 空調時間</p>	1(1)②7	・室温及び湿度 1回/4時間	記録簿	
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のカールの除去、冷媒量の点検 ② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>	1(1)③7	・4回/年	記録簿	
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 ② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>	1(1)④1		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		大塚 三亀夫	伊藤 安
		制定年月日	平成24年3月1日		
		実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[照明設備] 管理標準		整理番号 照明J-2	
[江東区様式02]		深川図書館			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 深川図書館に設置された照明設備に適用する。</p>					
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>1. JIS規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす ＜事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋＞</p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する ・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う ・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う ・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する ・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する 		1(3)①ア	JIS規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所
			1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ)</p> <p>室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>		1(3)②	・1回/年	記録簿
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にランプ、照明器具の清掃を行う 		1(3)③ア	・1回/年	記録簿
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED照明やHf型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える 		1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		大塚 三亀夫	伊藤 安
			制定年月日	平成24年3月1日	
			実施年月日	平成24年4月1日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準		整理番号 事務J-2	
[江東区様式 03]		深川図書館			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 深川図書館に設置された事務用機器に適用する。</p>					
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	運用管理により、不要運転等をなくす ・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする ・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める ・ 稼働機器は、節電モードを機能させる ・ パソコンのディスプレイの輝度調整を100%から40%へ設定変更する ・ コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める ・ 20枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行		1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録					
保守点検	・ 必要に応じて定期的に保守及び点検を行う		1(6)②		
新設措置	事務用機器の選択 ① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネバリエーション制度等の環境バリエーション製品）の導入を図る ② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る		1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		大塚 三亀夫	伊藤 安
			制定年月日	平成24年3月1日	
			実施年月日	平成24年4月1日	

別紙2（深川図書館）

照明設備

照明設備名称	出力 (W)	台数
蛍光灯 (1灯)	10	18
蛍光灯 (1灯)	20	6
蛍光灯 (1灯)	40	14
蛍光灯 (1灯)	110	85
蛍光灯 (2灯)	40	131
蛍光灯 (2灯)	80	8
蛍光灯 (3灯)	120	30
蛍光灯 (4灯)	80	2
蛍光灯 (4灯)	160	40
蛍光灯 (8灯)	320	4
街路灯	200	136
ダウンライト	13	6
ダウンライト	27	38
ダウンライト	60	104
ダウンライト	85	2
ダウンライト	130	2
ダウンライト	250	4
流し元灯	20	29
ブラケット	40	2
ブラケット	60	7
ポーチライト	13	6
丸型用コーナー	40	1

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本J-3	
[江東区様式 00]		東雲図書館				
施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 教育委員会事務局 東雲図書館長	氏名 松井 良廣	連絡先(内線等) 03-3529-1141		
	エネルギー管理担当者	所属・役職 教育委員会事務局 東雲図書館	氏名 村上 貞純	連絡先(内線等) 03-3529-1141		
基本情報	施設の特徴	所在地	東雲 2-7-5-201			
		建物用途	図書館			
		利用者数(貸出者数)	平日 187 人	休日 324 人		
		開設年度	H.9 年度			
		建築(改築)年度	H.8 年度			
		建物規模	地上 3 6 階	都民住宅 1・2 階部分		
		建物構造	SRC			
		敷地面積	-	m ²		
		延床面積	1,392.9	m ²		
		施設内容	図書館			
		併設施設	都民住宅			
		備考				
契約電力	96 kW					
設備概要	空調設備	空冷ヒートポンプマルチエアコン				
		室外機 冷房 28KW 暖房 31.5KW	8 台	室内機 冷房 7.1KW 暖房 8.0KW	25 台	
		室内機 冷房 5.6KW 暖房 6.3KW	7 台			
設備概要	照明設備	別紙 3 参照				
設備概要	その他主要設備					
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認	
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		松井 良廣	松井 良廣	
			制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日		
			実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備] 管理標準		整理番号 空調J-3		
[江東区様式01]		東雲図書館				
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 東雲図書館に設置された空調設備に適用する。</p>						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO₂濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>		1(1)①f	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO₂濃度 ・CO₂濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑤運転時間 ・運転開始：8時 ・運転停止：20時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画	
	計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録 ② 空調時間</p>		1(1)②f	・室温及び湿度 1回/2時間	記録簿
	保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のカールの除去、冷媒量の点検 ② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>		1(1)③f	・定期点検 2回/年 ・フィルター清掃 1回/月(ロングフィルター2回/年)	記録簿
	新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 ② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>		1(1)④f		チーム江東・環境配慮推進計画
	改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
平成24年3月1日		制定		松井 良廣	松井 良廣	
			制定年月日	平成24年3月1日		
			実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[照明設備] 管理標準		整理番号	
[江東区様式 02]		東雲図書館		照明 J-3	
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 東雲図書館に設置された照明設備に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>1. JIS規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす ＜事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋＞</p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する ・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う ・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う ・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する ・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する 	1(3)①ア	JIS規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS 29110:2010 5.3 事務所	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用 	1(3)①ア		チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ) 室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②	・ 1回/年	記録簿	
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にランプ、照明器具の清掃を行う 	1(3)③ア	・ 1回/年	記録簿	
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED照明やHf型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える 	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		松井 良廣	松井 良廣
		制定年月日	平成24年3月1日		
		実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準		整理番号 事務J-3	
[江東区様式03]		東雲図書館			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 東雲図書館に設置された事務用機器に適用する。</p>					
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする ・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を消費するなど電力消費の低減に努める ・ 稼働機器は、節電モードを機能させる ・ パソコンのディスプレイの輝度調整を100%から40%へ設定変更する ・ コントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める ・ 20枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行 		1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録					
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて定期的に保守及び点検を行う 		1(6)②		
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネパリング制度等の環境パリング製品）の導入を図る ② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る 		1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		松井 良廣	松井 良廣
			制定年月日	平成24年3月1日	
			実施年月日	平成24年4月1日	

別紙3 (東雲図書館)

照明設備

照明設備名称	出力 (W)	台数
蛍光灯 (1灯)	10	7
蛍光灯 (1灯)	20	6
蛍光灯 (1灯)	36	1
蛍光灯 (1灯)	40	77
蛍光灯 (1灯)	110	108
蛍光灯 (2灯)	20	5
蛍光灯 (2灯)	40	38
蛍光灯 (2灯)	110	6
蛍光灯 (4灯)	20	8
蛍光灯 (5灯)	20	6
電球 (1灯)	20	7
電球 (1灯)	40	43
電球 (1灯)	60	12
電球 (1灯)	100	4
電球 (1灯)	130	26

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備] 管理標準		整理番号 空調] - 4		
[江東区様式 01]		亀戸図書館				
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 亀戸図書館に設置された空調設備に適用する。</p>						
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO₂濃度の確保 1,000ppm 以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>		1(1)①f	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO₂濃度 ・CO₂濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑤運転時間 ・運転開始：8時 ・運転停止：20時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画	
	計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録</p> <p>② 空調時間</p>		1(1)②f	・室温及び湿度 1回/2時間	記録簿
	保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のスケールの除去、冷媒量の点検</p> <p>② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>		1(1)③f	・4回/年	記録簿
	新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断</p> <p>② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>		1(1)④f		チーム江東・環境配慮推進計画
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認	
	平成24年3月1日	制定		久島 拓己	松尾 実	
			制定年月日	平成24年3月1日		
			実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本J-4	
[江東区様式 00]		亀戸図書館				
基本情報	施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 教育委員会事務局 亀戸図書館長	氏名 松尾 実	連絡先(内線等) 03-3636-6061	
		エネルギー管理担当者	所属・役職 教育委員会事務局 亀戸図書館	氏名 久島 拓己	連絡先(内線等) 03-3636-6061	
	施設の特徴	所在地	亀戸 7-39-9			
		建物用途	図書館			
		利用者数(貸出者数)	平日 310 人		休日 421 人	
		開設年度	S. 57 年度			
		建築(改築)年度	S. 57 年度			
		建物規模	地上 3 階			
		建物構造	R C			
		敷地面積	1512.6 m ²			
		延床面積	1590.2 m ²			
		施設内容	図書館			
		併設施設	亀戸第三児童館、亀戸第二学童クラブ			
		備考				
契約電力	135 kW					
設備概要	空調設備	別紙 4 参照				
	照明設備	別紙 4 参照				
その他主要設備						
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認	
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		久島 拓己	松尾 実	
				制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日	
				実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[照明設備] 管理標準		整理番号 照明 J-4	
[江東区様式 02]		亀戸図書館			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 亀戸図書館に設置された照明設備に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>1. JIS 規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす <事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋></p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> 昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する 終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う 照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う 晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する 駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する 	1(3)①ア	JIS 規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所	
			1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ) 室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②	・ 1回/年	記録簿	
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的にランプ、照明器具の清掃を行う 	1(3)③ア	・ 1回/年	記録簿	
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED 照明や Hf 型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える 	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		久島 拓己	松尾 実
		制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日		
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準		整理番号	
[江東区様式 03]		亀戸図書館		事務 J-4	
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 亀戸図書館に設置された事務用機器に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める 稼働機器は、節電モードを機能させる パソコンのディスプレイの輝度調整を 100%から 40%へ設定変更する コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める 20 枚以上を超えるコピーの、簡易印刷機の使用の励行 	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録					
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて定期的に保守及び点検を行う 	1(6)②			
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <p>① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネラベル制度等の環境ラベル製品）の導入を図る</p> <p>② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る</p>	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		久島 拓己	松尾 実
		制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日		
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

別紙4 (亀戸図書館)

空調設備

空調設備名称	出力 (W)	台数
ガス吸収式冷温水発生機	冷) 181.0kw 暖) 217.0kw	1
空冷ヒートポンプエアコン	冷) 14.0kw 暖) 16.0kw	1
空冷ヒートポンプエアコン	冷) 10.0kw 暖) 11.2kw	2
空冷ヒートポンプエアコン	冷) 12.5kw 暖) 14.0kw	4
空冷ヒートポンプエアコン	冷) 5.6kw 暖) 6.3kw	1
空冷ヒートポンプエアコン	冷) 4.5kw 暖) 5.0kw	1
空冷ヒートポンプエアコン	冷) 2.2kw 暖) 3.2kw	1
空冷ヒートポンプエアコン	冷) 14.0kw 暖) 16.0kw	1
ファンコイルユニット	冷) 7.0kw 暖) 10.2kw	11
ファンコイルユニット	冷) 9.4kw 暖) 14.0kw	5
ファンコイルユニット	冷) 8.5kw 暖) 11.7kw	2
ファンコイルユニット	冷) 3.5kw 暖) 5.5kw	1
ファンコイルユニット	冷) 1.9kw 暖) 2.9kw	2

照明設備

照明設備名称	出力 (W)	台数
蛍光灯 (2灯)	64	323
蛍光灯 (2灯)	36	5
蛍光灯 (1灯)	20	2
蛍光灯 (1灯)	32	2
メタルハライドランプ	100	5
ユーライン蛍光灯	18	3